

柔道整復に係る

差別医療用語改善の申入れ

超高齢化社会を迎えてすべての医療制度の参加・協力が求められ、柔道整復医療も骨折・脱臼・打撲捻挫など運動器系領域における最も親しまれた治療として、国民医療の一員として期待されています。特に、国民皆保険制度の普及発展とともに年間二、三〇〇万件の貢献となっています。

一方、こうした重要な国民医療の使命達成にあたり、整復医療における行き過ぎた差別医療用語の行政指導で国民・患者は大変混乱迷惑しています。例えば、整復師の治療を受けた患者が、「診断書」を提出して「病欠」（公休）を申請したところ、整復師の「診断書」という用語の使用は不可とされ、「有給休暇」に訂正させられ、公休扱いを受けられなかったり（いずれも後日「使用不可」は整復師に対する行き過ぎた偏見と差別に基づく措置とされ、病欠に改められました。）、損保業界での整復師の「診断書」排斥事件など後を絶ちません。いずれも厚生省当局の医療用語に関して、「診」の用語を医師以外に使用することを不可とする行政指導の結果です。

整復医療における差別医療用語には次のようなものがあります。（ ）内は国民医療用語。
視検（視診）・触検（触診）・問検（問診）、初検料（初診料）・再検料（再診料）・往療料（往診料）、休検日（休診日）、検断書（診断書）、などです。このような変則用語は国民・患者はもとより医療関係者も理解困難です。整復師の医療事件の裁判では（ ）内の国民のための医療用語を使用し、差別医療用語は意味不明として用いられていません。

平成6年2月3日、対厚生省との懇談会でこうした行き過ぎた差別医療用語の件について協議され、当局は、これが法律の規定に基づくものではなく行政指導であることを認め、この改善も法律の改正ではなく行政指導で解決できるものとしています。そこで、この際、是非とも左記の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

一、柔道整復師法に基づく整復医療業務は、医師法に対する特別法的規定による部分医業とされています。この意義に鑑み、国民医療の実現を一層促進するため、国民・患者に広く認識理解されている用語の使用方を具体的に周知徹底すること。

協同組組△△日本接骨師



△△会長

△△山

勲

平成十八年二月二十日

岡島正之厚生政務次官 殿